

ミールプラン利用規約

第1条（ミールプラン利用方法）

1. ICカード組合員は、ミールプランに供する期間に対応する生協が指定した金額を、現金を添えもしくは生協が指定する金融機関口座への払込を持って申請することにより、ICカードによるミールプラン利用ができるものとします。
2. ICカード組合員は、生協が指定した期間および指定した1日あたり利用限度額の範囲内で、生協の指定する食堂等の店舗（以下「指定食堂」という）およびICカード対応機器で、ミールプランによる食事等を利用することができます。

第2条（ミールプラン利用の期間・1日あたり利用限度額・利用可能商品等）

1. 生協は、ミールプラン利用の期間、1日あたり利用限度額およびミールプランで利用できる食事等商品の範囲を定め、これをICカード組合員に通知するものとします。
2. ミールプラン申込にかかる入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間等を問わず無利息とします。

第3条（ミールプランが利用できない場合）

ICカード組合員は、次の場合にはミールプラン利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 指定食堂等が営業していない場合および営業時間外（台風等による臨時閉店の場合も含む）
- (2) 第2条1項による食事等商品以外の購入およびサービスの利用の場合
- (3) ミールプラン利用期間を超えた場合
- (4) 生協が定める1日あたり利用限度額を超えた場合
- (5) 天災・停電等の不可抗力な原因により食堂の営業・食事の提供を行う場合が出来ない場合
- (6) 分割コースの利用者で、生協が定める口座振替登録日までに以下の状態だった場合

- ・口座振替登録が完了していない
- ・口座振替登録は完了しているが、残高不足等で振替不可

利用を再開するためには、生協が定める店舗にて直接入金が必要になります。

3ヶ月の期間、入金が確認できない場合は、自動的に解約となります。

第4条（ミールプランの紛失・汚損等）

1. カードの汚損により、ミールプランの読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合、ICカード組合員は再発行の届出を行うものとします。
2. ICカード組合員がカードを紛失し、または盗難にあった場合は届出を行うものとします。紛失にはTuo-ICカードの本人の規約違反による回収、機械トラブルを含みます。
3. 前2項の場合において、ICカード組合員がミールプラン申込者であり当該ミールプランにミールプラン利用期間内である場合、生協は再発行されたカードにミールプラン機能を設定するものとします。

4. 前3項の規定に関わらず、本条第1項及び第2項に言う事由が、ICカード組合員等の故意又は過失によるものと生協が判断した場合、ミールプラン機能の設定はしないものとします。

第5条（返品・返金の禁止）

ミールプランで購入した食事等商品についての返品は、レジ操作ミスなど生協の過失による場合ならびに第7条による場合のほかは、受け付けないものとします。

第6条（目的外の利用の禁止）

ミールプランは申込者本人の健康増進、食生活習慣の形成等を目的としています。したがって、ミールプランは申込者本人の利用する食事等商品の購入以外、他人のために使用することはできません。また、他人への譲渡、貸与等は禁じます。本人以外の利用が判明した場合は、ミールプランとしての使用はできなくなります。その際、ICカード組合員は未使用期間分の返金については一切行われなことをあらかじめ承諾するものとします。

第7条（中途退学等の場合の返金）

1. 中途退学、休学、留学、傷病等による長期入院などの理由によって、1ヶ月を超える長期にわたり大学への通学ができなくなった場合においては、生協は、IC組合員からの事前もしくは事後1年間以内の生協所定の手続きによる申し出を受けて、ミールプラン購入額からすでに利用した金額を差し引いた残高を返金することとします。ただし、すでに利用した金額がミールプラン購入額を超えた場合、返金はありません。なお、既に利用した額はシステム計算上計算される金額とし、組合員番号の設定されていない仮ミールプランでの利用分については月割りで算出した利用金額（1ヶ月未満は1ヶ月単位に切り上げ）を適用することとします。
2. 前項以外の理由における中途解約の場合、本年度5月末までの解約申し出時、利用開始日から解約時までの最大利用可能金額を、ミールプラン購入額から差し引いた金額を返金します。以降、6月中は50%、7月中は40%、8月中は30%、9月中は20%の金額をミールプラン購入額から返金します。10月以降の解約の場合は、返金はありません。また、返金時はICカード組合員が父母等（組合員の父母もしくは生計維持者、以下同じ。）に中途解約の了解を事前にとることを条件とします。分割コース、年度中とコースの解約に関しては、原則として返金はありません。

第8条（次年度への継続）

1. 年間利用額が、当年度の「ミールプラン購入金額」を下回っている場合の差額を「ミールプラン残金」とします。
2. 当年ミールプラン利用者のうち、次年度ミールプランを申し込む際に、「ミールプラン残金」がある場合、「次年度ミールプラン購入金額」から「ミールプラン残金分」を差し引いた金額で購入することができます。
3. 次年度継続しない場合は、前項のミールプラン残金の50%を、次年度5月以降に組合員が学生の場合

合、父母等指定の口座に振込みにて返金します。組合員が教職員の場合は、組合員指定の口座に振り込みます。その際の手数料については、組合員負担とします。

4. 卒業等で、次年度高知大学および愛媛大学連合農学研究科に在席をしない場合のみ、「年間利用金額」を「当年ミールプラン購入金額」から差し引いた金額を、次年度4月以降に振込みにて返金します。
5. ミールプラン残金の預かり期限は、次年度の6月末までとします。以降の返金はありません。

第9条（本規約の変更・廃止）

1. 生協は、ICカードの基本原則の変更による効力・機能サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本規約を変更・廃止することができます。
2. 前項の場合、生協は、本規約を変更・廃止する旨、変更後の本規約の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を便宜活用して、利用者への周知を図ります。
 - (1) 各キャンパスでの掲示
 - (2) Webサイトへの掲示
3. この規約の変更・廃止は、生協の理事会の議決によります。

(附則)

2009年2月1日施行する。

2017年11月1日追加改定する。

2019年11月16日設定、2020年4月1日改定施行する。

2021年11月15日一部改定する。

2023年9月11日一部改定する。

2025年11月18日一部改定する。